



第2編 基本構想

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 基本指標
- 5 土地利用構想
- 6 施策の大綱（体系）
- 7 基本施策
- 8 計画推進のために

1

将来像

平成17年4月1日に5市町村の合併により、新磐田市が誕生しました。この地域は、奈良時代には遠江国府や遠江国分寺が置かれ、遠江国の政治や文化の中心でした。

また、見付宿や掛塚湊など、古来より人の往来が盛んで、交流の拠点として栄えた地域でした。

歴史的にも繋がりや一体性のあるこの地域の合併に際し、“光と風・水と緑”に象徴される本市の豊かな自然環境、誇り高き歴史と文化、活力ある産業など、多様で豊かな地域資源（宝）に恵まれた地域の合併により、人もまちも輝き出す、そんなまちづくりを進めたいという思いが「新市まちづくり計画」に込められていました。

この思いを継承し、本市の素晴らしい特色、誇ることができる「宝」を活かし、自然豊かな、ゆとりのある、安全・安心・快適なまちを目指します。

光と風・水と緑 ひとが、まちが、いま輝き出す ～自然あふれ、歴史・文化薫るゆとりと活力のまち～

本市の掲げる将来像を補完する具体的なまちの姿を以下のように示します。

環境にやさしいまち

自然環境の保全、省エネルギー・リサイクルの促進や新エネルギーの活用を通じて、持続可能な循環型のまちを目指します。

自然

誇りと感動を持てるまち

歴史遺産や文化を継承、発展させながら、郷土愛と豊かな心を育み、市民が誇りと感動を持てるまちを目指します。

歴史・文化

ゆとり

安全・安心に暮らせるまち

防災・防犯対策や福祉を充実し、すべての人が、安全・安心に生き生き暮らせるまちを目指します。

活力

交流と活力のある元気なまち

文化・スポーツを通じた交流の活性化、既存産業の育成や新産業の誘致により、活力ある元気なまちを目指します。

2

基本理念

将来像を実現するため、市民・地域・行政の力を高め、市民と行政の協働と地域の連携により、共に手を取り合ってまちづくりを進めていこうとする姿勢として、本計画における基本理念を次のように掲げます。

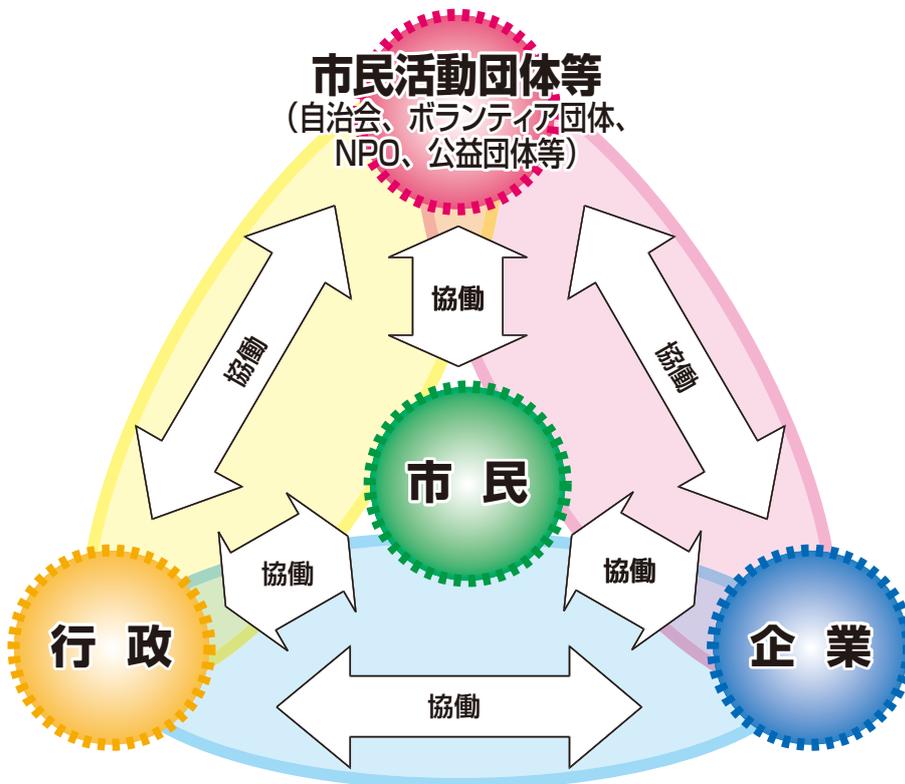
<基本理念>

——協働のまちづくりによる自治の実現——

市民と行政の「協働」のもと、市民自らが、豊かで貴重な宝を発掘し、磨き、育み、活かし、輝かせ、地域間の「交流」と「連携」を深めつつ、地域の「自主」と「自立」を育て、「真の自治」の実現を目指します。

※「真の自治」とは、地方分権社会に対応して、自己決定と自己責任による自立した行財政運営を進めるとともに、市民が主体となり行政との協働によってまちづくりを推進する本来あるべき姿を示しています。

協働の関係イメージ



参考:磐田市協働のまちづくりに向けての指針より

将来像を実現するために、6つの基本目標を設定します。

1 環境にやさしいまちづくり

限られた資源を大切に、環境にやさしい循環型社会を構築していくため、自然環境の保全、省資源・省エネルギー対策の強化、資源のリサイクルシステムの確立、新エネルギーの活用促進とともに、環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指します。

2 住んで良かったと思えるまちづくり

市民生活の舞台となる安全・安心・快適な住空間や道路・公園など都市基盤の整備、誇りと愛着が持てる美しい街並みづくり、にぎわいのある中心市街地の整備、公共交通機関の利用促進、情報伝達網の充実などにより、住んで良かったと思えるまちづくりを目指します。

3 豊かな心を育み活躍できるまちづくり

「まちづくりは人づくりから」を基本に、次代を担う心身ともに健やかで創造力豊かな子どもを育むとともに、多様な学習機会の提供、歴史遺産・文化の継承、文化・スポーツの振興、国際交流、男女共同参画や地域社会に貢献する人材の育成などにより、豊かな心を育み市民みんなが活躍できるまちづくりを目指します。

4 安全・安心なまちづくり

誰もが安全で安心して暮らせるように、建築物等の耐震化の促進、地域の防災・防犯体制の強化、交通安全対策や治山治水対策、消防・救急体制の充実などにより、市民の生命と財産を守り、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

5 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

誰もがその人らしく安心した生活が送れるように、多様化した生活様式や市民ニーズに対応した子育て支援、福祉サービス、健康づくりや医療体制の充実を図るとともに、市民と行政が協働し、やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくりを目指します。

6 交流と活力のあるまちづくり

歴史遺産や文化・スポーツなどの多様な地域の魅力や資源を活用しながら、観光その他の交流を活発化するとともに、農林水産業や商業・サービス業、工業の振興、新産業の誘致・育成など、民間活力を活用しながら地域の経済を支える産業を活性化し、交流と活力のあるまちづくりを目指します。

4

基本指標

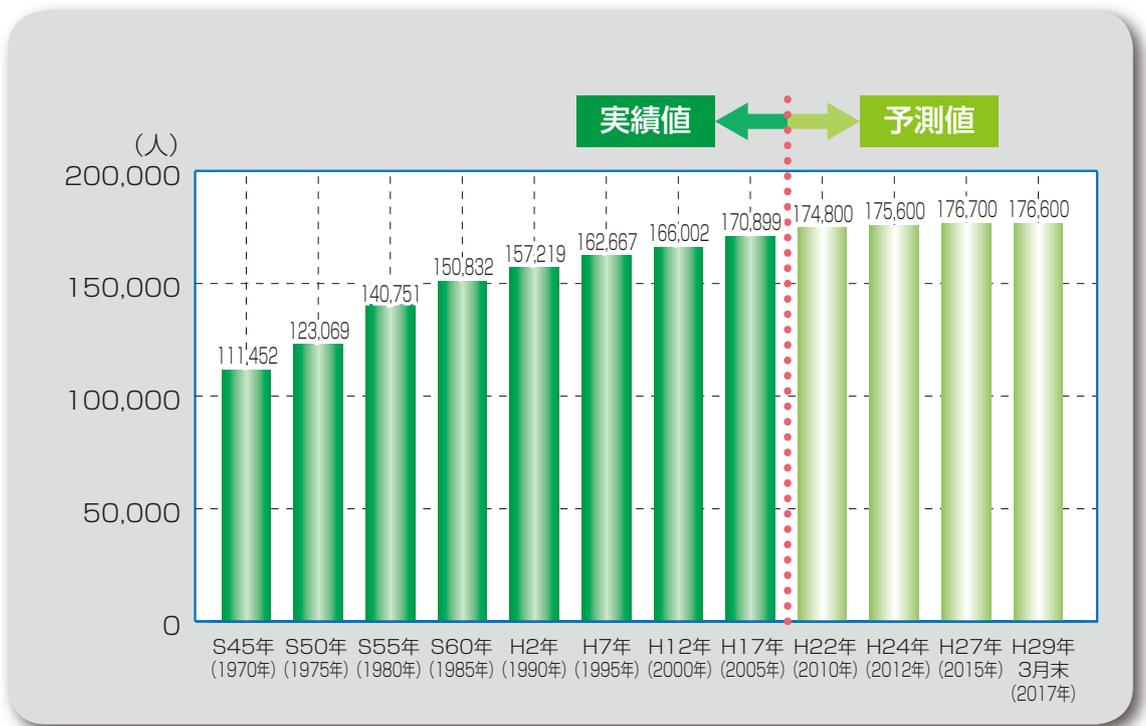
1 総人口の予測

本市の総人口は、平成24年には175,600人、平成28年度末には176,600人になるものと予測します。

表 総人口の推移と予測

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成24年 (2012年)	平成29年3月末 (2017年)
総人口	162,667	166,002	170,899	175,600	176,600

図 総人口の推移と予測



※実績値は国勢調査数値

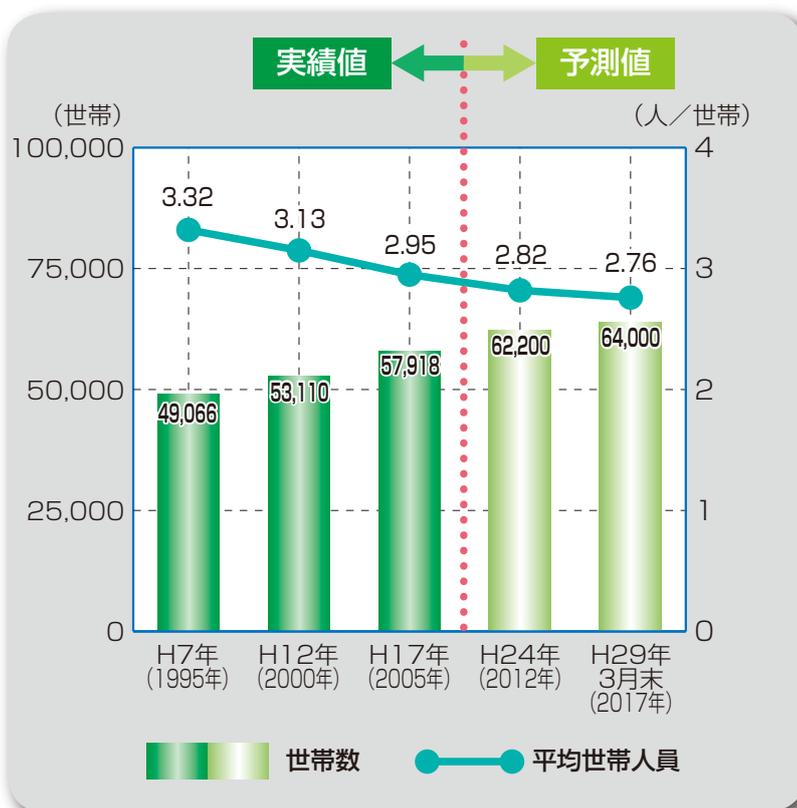
2 世帯数の予測

本市の世帯数は、平成24年には62,200世帯、平成28年度末には64,000世帯になるものと予測します。人口の増加率に比べて世帯数の増加率が大きいのは、平均世帯人員が減少傾向にあるためです。

表 世帯数の推移と予測

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成24年 (2012年)	平成29年3月末 (2017年)
世帯数	49,066	53,110	57,918	62,200	64,000
平均世帯人員	3.32	3.13	2.95	2.82	2.76

図 世帯数の推移と予測



※実績値は国勢調査数値

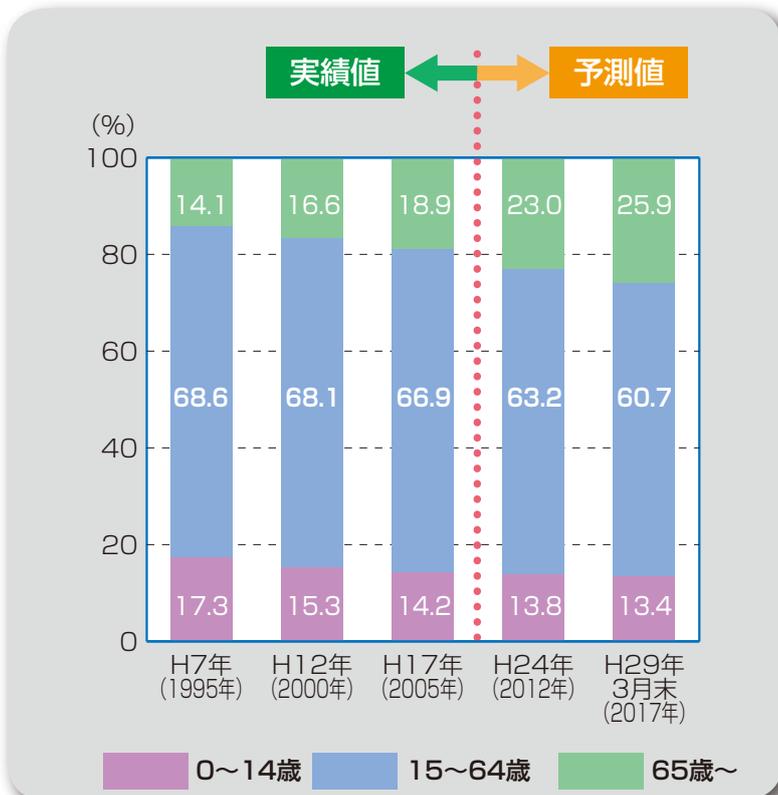
3 年齢3区分別人口の予測

本市の年齢3区分別人口は、15～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加するものと予測します。このため、平成28年度末には、約4人に1人が高齢者になるものと予測します。

表 年齢3区分別人口の推移と予測

	平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成24年 (2012年)		平成29年3月末 (2017年)	
総人口	162,667	100.0%	166,002	100.0%	170,899	100.0%	175,600	100.0%	176,600	100.0%
年少人口 0～14歳	28,062	17.3%	25,335	15.3%	24,287	14.2%	24,200	13.8%	23,700	13.4%
生産年齢人口 15～64歳	111,665	68.6%	113,035	68.1%	114,313	66.9%	111,000	63.2%	107,200	60.7%
老年人口 65歳～	22,912	14.1%	27,630	16.6%	32,295	18.9%	40,400	23.0%	45,700	25.9%

図 年齢3区分別人口の推移と予測



※実績値は国勢調査数値

4 就業者数の予測

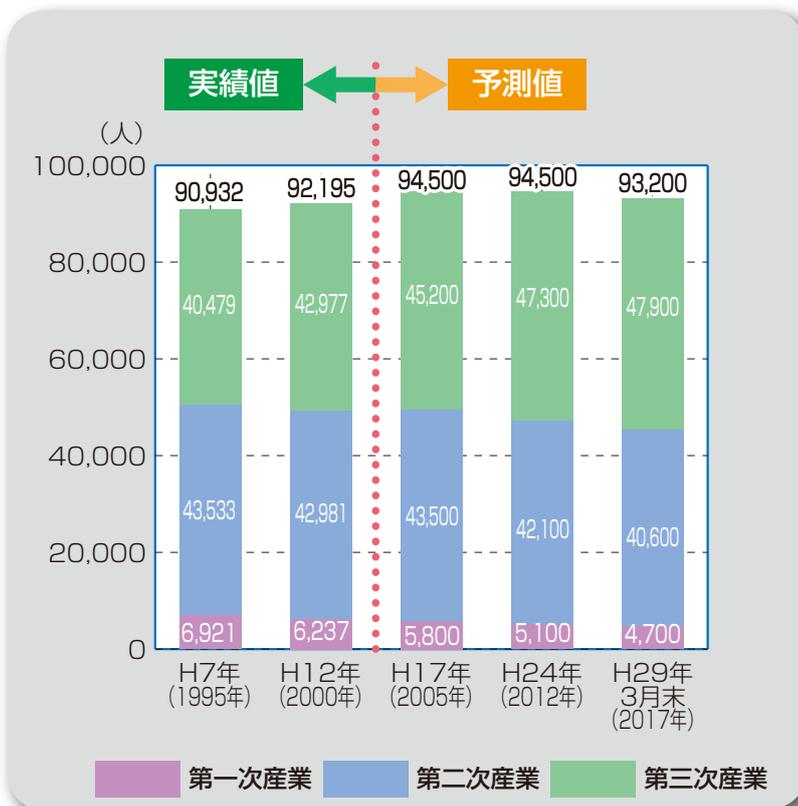
本市の就業者数は、平成24年には94,500人、平成28年度末には93,200人になるものと予測します。15歳以上人口は増加するものの、就業者数が減少するのは、老年人口の占める割合が高くなることが予測されるためです。

各産業別では、第一次及び第二次産業は減少し、第三次産業の就業者数が増加、その結果、平成24年には第三次産業の就業者数が50%を超えるものと予測します。

表 就業者数の推移と予測

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成24年 (2012年)	平成29年3月末 (2017年)
15歳以上人口	134,577	140,665	146,608	151,400	152,900
就業者数	90,932	92,195	94,500	94,500	93,200
就業者割合	67.6%	65.5%	64.5%	62.4%	61.0%
第一次産業就業者数	6,921	6,237	5,800	5,100	4,700
割合	7.6%	6.8%	6.1%	5.4%	5.0%
第二次産業就業者数	43,533	42,981	43,500	42,100	40,600
割合	47.9%	46.6%	46.0%	44.5%	43.6%
第三次産業就業者数	40,479	42,977	45,200	47,300	47,900
割合	44.5%	46.6%	47.8%	50.1%	51.4%

図 就業者数の推移と予測



※実績値は国勢調査数値

5

土地利用構想

1 土地利用の基本的な方向

豊かな自然環境と変化に富んだ地形条件を活かし、森林、農地、水辺地などの自然的土地利用の保全に配慮しつつ、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用をバランス良く配置し、景観形成にも配慮しながら、持続的に都市活動が行われるように、計画的な土地利用を誘導します。

また、地域の均衡ある発展を図るため、それぞれの特性を活かし、産業振興や居住環境の向上に資する拠点づくりなどの土地利用を誘導するとともに、地域間や都市間の交流と連携を高めるため、東西及び南北の都市連携軸の形成を図ります。

2 土地利用の配置構成

土地利用の区分は、自然保全エリア、農業・集落エリア及び市街地エリアとします。都市的な機能を集積・誘導する拠点は、都市拠点、産業拠点及び観光・レクリエーション拠点とします。

適切な土地利用の誘導を図るゾーンとして、土地利用適正化ゾーンを配置します。良好な緑や水辺など自然環境を保全するゾーンとして、自然環境保全ゾーンを配置します。

都市連携軸は、都市間連携軸及び都市環状軸で構成します。

3 土地利用の方針

市内の各地域の特性に配慮しつつ、バランスのとれた発展のため、土地利用の方針を以下のように示します。

なお、この方針は、整備、開発及び保全などの概念を示したものであり、具体的な土地利用の指針などは、国土利用計画、都市計画マスタープランなどにより示すこととなります。

●土地利用区分●

○自然保全エリア

豊かな自然環境を保全するとともに、災害防止対策を進め、水源かん養、二酸化炭素の削減、景観形成などの森林の多面的な機能を活かします。

また、林業振興に必要な基盤整備などを行うとともに、里山の整備などにより市民が自然とふれあい、緑の大切さを実感できる環境を提供します。

○農業・集落エリア

地域の特色ある農業を活性化するため、農用地の適切な基盤整備を行います。また、農地を保全し、洪水防止や地下水かん養機能など農地の多面的な機能を活かします。

一方、市街地エリア以外の居住区域である集落エリアには、人口減少対策のため指定区域などの制度を活用し、適切な居住環境の維持・向上を図るとともに、災害防止対策を推進します。

○市街地エリア

災害に強い都市構造の実現など安全で住みやすい都市基盤の整備を推進します。

地域特性に応じた居住環境の整備を推進するとともに、歴史的な景観やうるおいのある景観に配慮しながら、安全・安心・快適な市街地をつくります。

●拠点●

○都市拠点

中心市街地においては、商業・業務、文化・娯楽、行政サービス機能など都市機能の集積と利便性を活かした都市型住宅を誘導し、交通環境の整備とともに、歩いて暮らせるにぎわいのある市街地をつくります。

また、旧町村の中心地区などでは、地域の生活拠点として、商業、コミュニティ、行政サービスなどの機能を集積するとともに、その周辺部には良好な住宅地をつくります。

○産業拠点

工業団地や漁港などの既存産業拠点における周辺環境整備を推進します。

また、既存産業拠点の拡充や新たな産業拠点の整備を推進し、企業集積のための誘導や優良企業の誘致を図ります。

○観光・レクリエーション拠点

本市の持つ多様な観光資源を有効活用し、内外の交流を促進するとともに、観光産業の活性化のため、既存の観光施設の環境整備を推進します。整備にあたっては、周辺観光地との広域連携や定住環境をはじめ、自然環境などに配慮します。

また、市民がレクリエーションや緑に親しむことができる公園や里山などを整備します。

●土地利用適正化ゾーン●

東名高速道路磐田インターチェンジや広域道路網周辺などは、これらの整備により開発気運が生じる可能性があります。

このような区域は、土地利用適正化ゾーンとして位置付け、適切で有効な土地利用を誘導します。

●自然環境保全ゾーン●

一部に自然林に近い常緑広葉樹林が分布している磐田原台地の斜面地、海岸線の保安林、桶ヶ谷沼などの池沼地や河川、河口などには豊かな自然環境や景観が残されています。

このような区域では、災害防止対策を推進するとともに、景観に配慮しながら、これらの環境を保全し、自然に親しめる環境をつくります。

●都市連携軸●

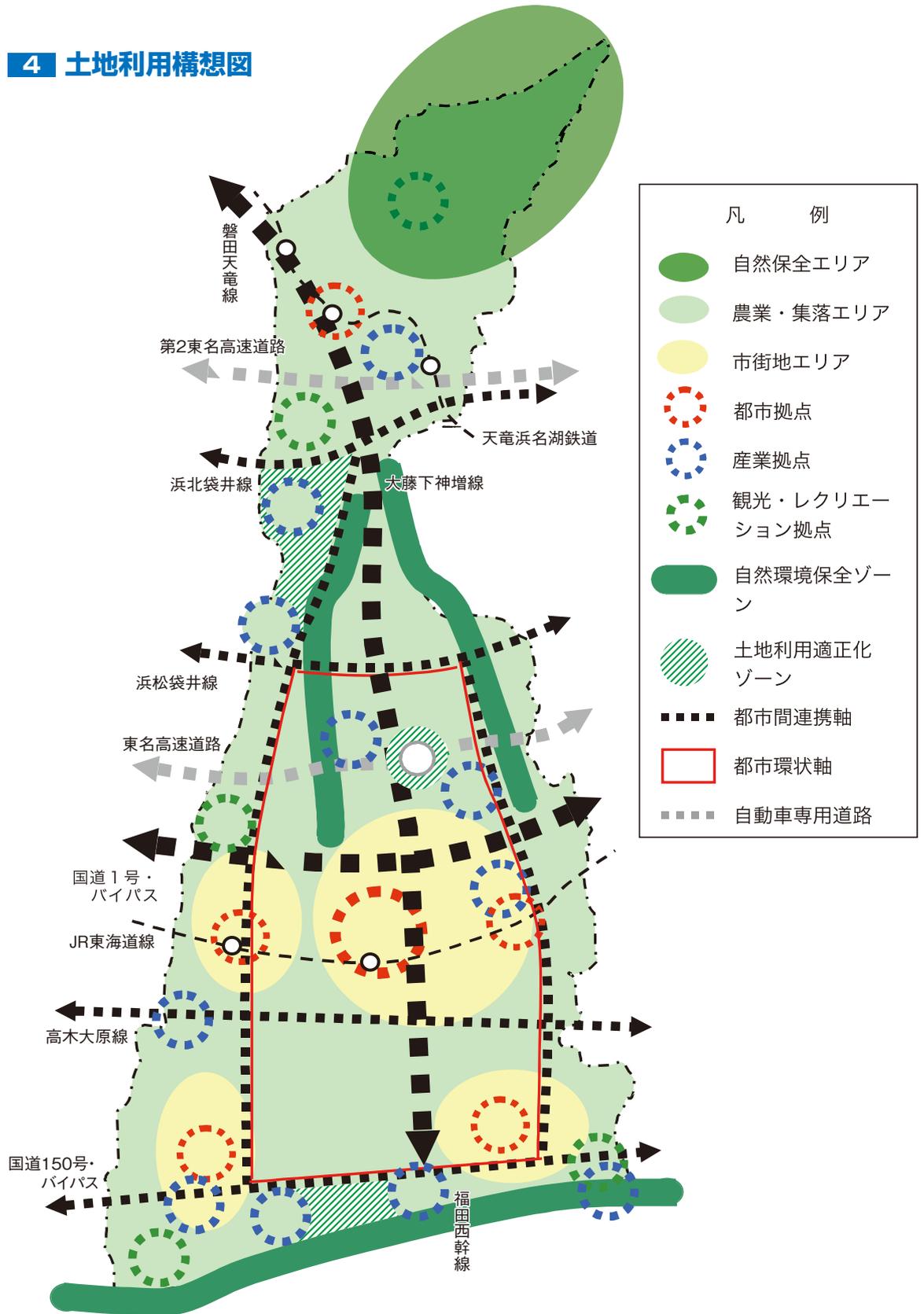
○都市間連携軸

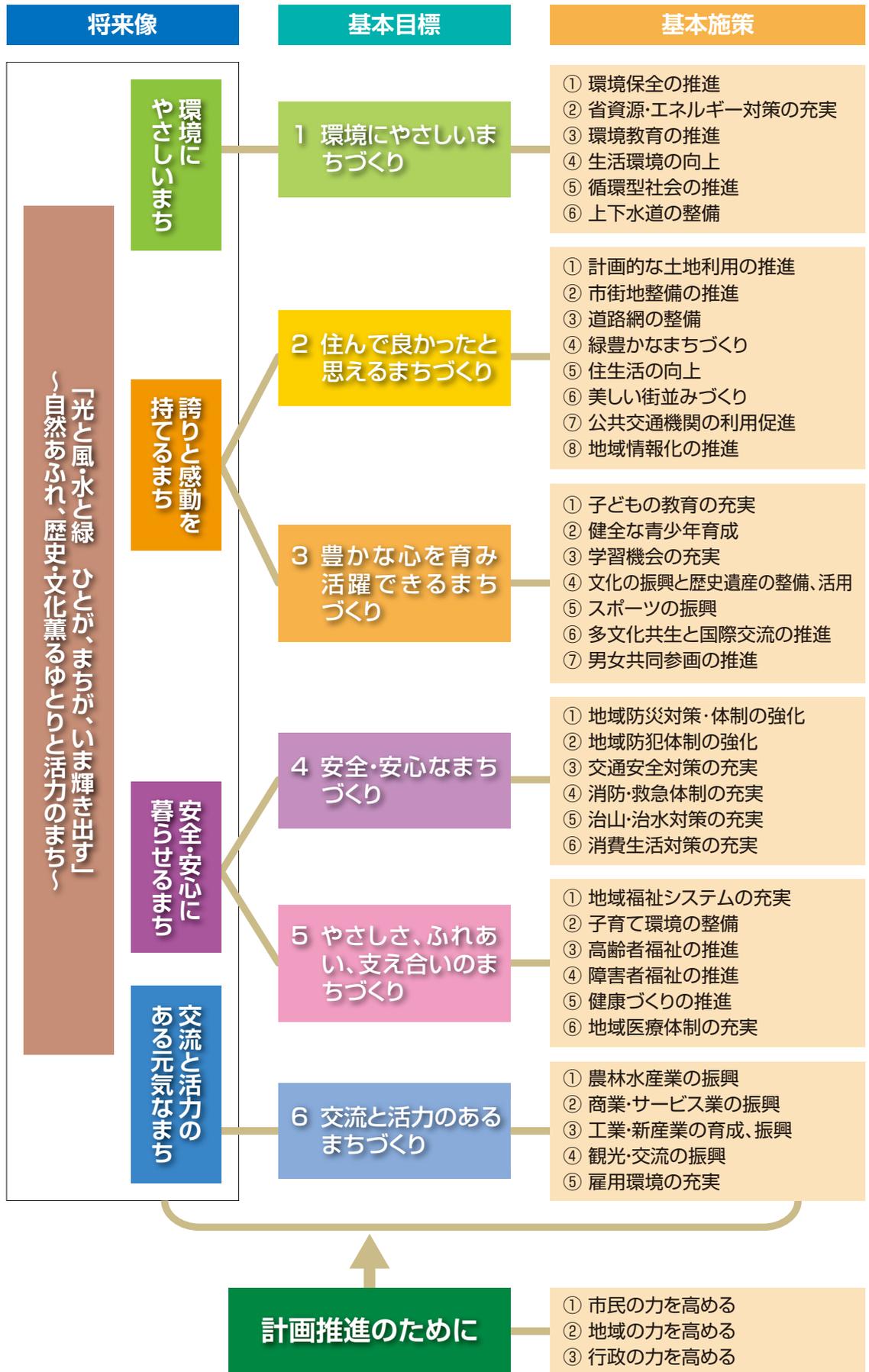
隣接都市を結ぶ東西軸と市内の地域を結ぶ南北軸により、地域間の交流や生産活動を活性化する都市間連携軸を形成します。

○都市環状軸

都市間連携軸によって、市街地エリアを迂回し、地域拠点を連携する都市環状軸を形成します。

4 土地利用構想図





7

基本施策

1 環境にやさしいまちづくり

1 環境保全の推進

自然環境と調和した環境にやさしいまちづくりを実現するため、自然環境の保全や環境負荷の軽減など、市民と行政の協働により健康で快適な環境づくりを推進します。

2 省資源・エネルギー対策の充実

限られた資源を有効的に活用するため、新エネルギーの活用、家庭や企業での省資源・省エネルギー化などを促進します。

3 環境教育の推進

環境にやさしいまちづくりを推進するためには、環境問題などについて自ら考え、身近なことやできることから取り組んでいくことが必要です。学校・地域・家庭での環境教育・学習を充実し、環境にやさしいまちづくりを推進する人材を育成します。

4 生活環境の向上

住み良い居住環境を維持・向上していくため、環境美化や愛玩動物の適正な飼育を促進するとともに、火葬場、墓苑などの適切な維持管理や整備を図ります。

5 循環型社会の推進

環境への負荷をできる限り低減し、廃棄物も資源として最大限に活用していくため、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進により、ごみの減量化を図るとともに、廃棄物の適正処理及び不法投棄防止を推進します。

6 上下水道の整備

安全・快適な水を安定的に供給するため、長期計画のもとに、公営企業の健全経営と併せて、水質の確保、老朽施設の更新や地震などの災害対策を推進します。

また、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽設置の普及などを計画的に推進します。

2 住んで良かったと思えるまちづくり

1 計画的な土地利用の推進

自然環境の保全に配慮し、産業と居住環境がバランスよく機能的に配置されたコンパクトな土地利用を促進します。

2 市街地整備の推進

土地の有効・高度利用の促進と安全・安心・快適な市街地環境をつくるため、中心市街地や新市街地の基盤整備を推進します。

3 道路網の整備

合併により広がった市域の交流と連携を高めるため、地域内の主要道路のネットワークを構築するとともに、人と環境にやさしい安全な道路整備や交通需要を的確に管理し、環境負荷の低減を図り、渋滞緩和を推進します。

4 緑豊かなまちづくり

自然を保全・活用しながら、市民が親しめる緑地空間をつくり、スポーツ交流や市民の憩いの場となる公園・緑地を整備するとともに、緑豊かな生活環境を創造するよう緑化を推進します。

5 住生活の向上

安心して快適な住生活が送れるように、良質な住宅の確保と良好な居住環境づくりを推進します。

6 美しい街並みづくり

住んで誇りの持てる美しい街並みをつくるため、歴史遺産や文化など、地域の特性を活かした景観づくり、周辺環境と調和した景観づくり、緑豊かなうるおいのある景観づくりを推進します。

7 公共交通機関の利用促進

鉄道駅を中心とした交通拠点の充実を図るとともに、市民の足となるバス路線の確保を図り、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

また、車社会において移動の制約を受ける市民の日常生活を支える移動手段を確保するため、自主運行バスのあり方やその他の手段の再構築、他の公共交通機関との連携を図るとともに、市民ニーズに対応した公共交通体系の整備を進めます。

8 地域情報化の推進

高度情報化社会に対応した地域の情報化を推進するため、情報通信基盤の整備による情報ネットワークの確立、行政サービスにおける情報通信技術の活用を推進します。

3 豊かな心を育み活躍できるまちづくり

1 子どもの教育の充実

ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな子どもを育成するため、教師の資質向上や教育施設等教育条件の整備充実を図るとともに、地域との連携を促進し、生きる力・確かな学力の育成と信頼される学校（園）づくりを目指します。

2 健全な青少年育成

非行に走らない健全な青少年を育成するため、家庭教育の充実、地域での青少年育成活動の充実、青少年犯罪を防止する見守り体制の強化や有害環境の浄化を推進します。

3 学習機会の充実

市民の自発的な生涯学習を促進し、生きがいのある生活が送れるように、多様なニーズに対応した学習プログラムの提供や読書活動の推進、公民館・図書館などの生涯学習施設の充実を図ります。

また、人権を尊重し、お互いを思いやる意識を高めながら、積極的なコミュニケーションを通じて、地域社会への関心を持つ人づくりを進め、協働を推進する市民の力、ひいては地域の力を高めます。

4 文化の振興と歴史遺産の整備、活用

「歴史・文化薫るまち」を創出するため、地域の伝統文化の継承や歴史遺産の保存・整備・活用とともに、市民による文化芸術活動を促進し、新しい磐田の誇りとなる文化を創造します。

5 スポーツの振興

市民の健康増進・体力向上と地域の活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツ施設の充実、スポーツ大会などのイベントの開催による地域間交流の活性化など、スポーツのまちづくりを推進します。

6 多文化共生と国際交流の推進

市民の国際化意識を高め、在住外国人との共生や国際交流活動を促進するため、教育・文化・スポーツなど多様な交流活動の推進と、地域社会における日本人と外国人との連携を図り、多文化共生社会を目指します。

7 男女共同参画の推進

男女が共に参画できる調和のとれた社会を実現するため、男女共同参画センターを活動拠点として、市民の意識啓発、協働による推進体制の整備を進めます。

4 安全・安心なまちづくり

1 地域防災対策・体制の強化

大規模地震等による被害を軽減するために、建築物等の耐震化など防災対策を強化します。また、災害発生時に迅速な避難・救護・復旧ができるように、自主防災会や災害ボランティアなどと連携した支援体制を確立します。

2 地域防犯体制の強化

犯罪のない安全な社会を構築していくため、地域住民の防犯組織と関係機関や事業者との連携により防犯パトロールを強化するとともに、犯罪を防ぐまちづくりを推進します。

3 交通安全対策の充実

交通事故をなくすため、危険箇所の安全対策やドライバーの安全教育の推進により、安全なまちづくりを推進します。

4 消防・救急体制の充実

市民の尊い生命・財産を守り、迅速な消防・救急・救助活動を行うため、消防力の向上、救急医療機関との連携強化、消防車・救急車の効率的かつ効果的な運用を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。

5 治山・治水対策の充実

風水害等による甚大な被害を防止するため、ハザードマップによる危険区域の住民などへの周知、河川改修やポンプ施設の整備、雨水流出抑制等の総合的な治水対策、森林や海岸の保全対策などを推進します。

6 消費生活対策の充実

安心できる消費生活を確保するため、消費者団体との連携のもと、消費生活に関する情報提供や相談体制を充実し、自立した消費者の育成・支援を推進します。

5 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

1 地域福祉システムの充実

誰もが地域で共に支え合いながら安心して暮らすことができるように、地域福祉を推進する組織の充実、住民等による福祉活動の促進、活動拠点の整備など、地域力の向上を推進します。

2 子育て環境の整備

安心して子どもを産み育てることができる社会を目指して、多様な保育サービスの充実と地域や企業による子育て支援を進め、子育てしやすい環境整備と子どもの健やかな成長を推進します。

3 高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるように、高齢者の介護予防、健康づくりや生きがいづくりを推進するとともに、生活支援サービスの充実を図ります。

4 障害者福祉の推進

障害者が地域社会の一員として自立して暮らせるように、障害者福祉サービスや施設の充実とともに、地域社会への参加や就労への支援、市民への啓発を推進します。

5 健康づくりの推進

市民が主体的に健康づくりに取り組めるように、自分の健康は自分で守るという意識啓発に努め、妊娠期及び乳幼児期からの健全な発達・発育への支援を進めるとともに、生活習慣病予防のための施策を推進します。また、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むための食育を推進します。

6 地域医療体制の充実

安心して地域の医療サービスが受けられるように、市立総合病院とかかりつけ医による地域連携の医療体制を構築するとともに、急性期医療などの高度な医療サービスや市南部の地域医療体制を確立します。

6 交流と活力のあるまちづくり

1 農林水産業の振興

農林水産業の生産力の向上による安定した経営基盤を確立するため、農林水産資源の保全と有効活用、後継者や担い手の育成・支援の充実、生産基盤の整備を推進します。

また、食の安全・安心及び食育への対応を図るため、学校給食への地元農産物の供給や地元小売店との協働などを進め、地産地消システムの構築を図ります。

2 商業・サービス業の振興

中心市街地等への商業・サービス施設の集積により、魅力ある商店街の整備を進めるとともに、集客力を高める大規模小売店との共存を図るなかで、にぎわいを創出します。

また、遠州豊田PA土地区画整理地内に、スマートインターチェンジを活用した新たな商業施設の集積を図り、地域の活性化を推進します。

3 工業・新産業の育成、振興

競争力の高い産業を育成するため、産・学・官・民の連携による新産業の創出、産業拠点の整備、地場産業を担う人材の育成や付加価値のある商品開発を推進します。

4 観光・交流の振興

観光・交流人口を増やし、地域の活性化を促進するため、観光・交流の推進体制の強化を図り、魅力ある資源の発掘や活用とともに、そのネットワーク化や情報発信を推進します。

5 雇用環境の充実

若年から高齢者までが生き生きと働くことができるように、魅力ある雇用の場の確保、労働条件の向上や中小企業の福利厚生充実を図ります。

8

計画推進のために

この計画を着実かつ効率的・効果的に推進し、目標を達成するため、「市民」・「地域」・「行政」の3つの力を高め、住民自治の考え方を基本とした市民と行政の協働のもと、新たな都市発展・繁栄のモデルとなるまちづくりを目指します。

1 市民の力を高める

- 「まちづくりは人づくり」を基本とし、市民と行政の協働によるまちづくりの根幹となる人材の育成を図るため、次代を担う子どもから団塊世代の退職者、高齢者まで広く市民のまちづくりに対する参加意識を高めます。
- 幅広い分野で活躍できる仕組みづくりや社会参加の機会を提供するとともに、市民の主体的な活動を支援し、市民の力を高めます。

2 地域の力を高める

- 少子高齢化に伴う諸課題など地域社会の問題について、住民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題を認識し、構成員相互あるいは行政との協働により問題解決や地域としての価値を創造していくため、コミュニティ組織や活動拠点の充実、魅力ある地域づくりを推進するリーダーの育成などにより、地域力を高めます。
- 全体の地域力を向上することで、地域の格差感の解消や市域の速やかな一体性の確保を図ります。

3 行政の力を高める

- 「市民の力」、「地域の力」を高めるため、協働のまちづくりに積極的に取り組み、実践のなかで市民との信頼を築きます。
- 市民と行政が情報を共有し、共通認識のもとで、開かれた市政運営を行うため、広報・広聴機能の充実を図るとともに、情報公開やパブリックコメントを推進します。
- 限られた財源のなかで、高度・多様化する市民ニーズに対し、迅速かつ最小の経費で最大のサービス効果を発揮するため、顧客志向、成果志向に基づいた行政を運営するという考え方（※1）を取り入れた行財政改革を推進し、財政基盤の強化を図るとともに、自己決定と自己責任による自立した行財政運営に努めます。
- 郷土愛と使命感、専門性と改革意欲を持ち、様々な環境変化や市民ニーズに的確に対応できる職員を育成します。
- 消防・防災や環境問題などの広域的な課題に対応するため、他の自治体との連携や協力をさらに推進します。

（※1）ニューパブリックマネジメント（新公共経営：NPMと略される）